

第三者評価結果

事業所名：アスク吉野町保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針の主旨を捉えて作成しています。法人の理念である「未来を生きる力を培う」や保育方針、園目標にもとづき、年齢別の子どもの保育目標を掲げ、異年齢保育や長時間保育、保育環境や地域性について考慮して作成しています。協同性や道徳、自立心など10項目の観点から幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を具体的に明記し、心身の調和のとれた人間形成を目指しています。全体的な計画は、毎日行われる昼礼の中で話し合われた職員の意見内容を取り入れて、園長が作成しています。年度末に評価し、次年度の作成に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 各保育室には温度・湿度計を設置し、室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するようにしています。空気清浄機を設置し、毎日、清掃と消毒を行い衛生管理に努めています。木製の低い家具に玩具を並べ、子どもが自由に手に取り、主体的に好きな遊びを楽しめるように環境を整えています。絵本棚の近くにコーナーを設定し、ソファを配置し、居心地良く、くつろげる空間を作っています。扉のあるトイレ、扉のないトレーニング用トイレがあり、子どもたちは使いやすいトイレを自由に選んで利用しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し尊重しています。一斉活動の時間も子どもの気持ちに寄り添い、活動の参加を強制せず子どもが自ら参加できるよう見守り、適切に対応しています。職員は、人権チェックリストの活用や人権の研修に参加し、日々の保育が子どもを理解し受容しているかどうか振り返りを行っています。子どもへの声のかけ方で声が大きくなりすぎないよう心がけています。「ダメ」「危ない」という言葉は不用意に用いず、子どもに分かりやすいような言葉で穏やかに話しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりの子どもの発達段階に応じて、生活に必要な基本的な生活習慣を無理なく身につけられるよう配慮しています。食事、着替え、トイレトレーニングなどの場面で、自分でやりたいという気持ちを尊重し、やる気が出るような声かけをし、いずれ出来るようになるというおおらかな気持ちで接しています。子どもは日々成長していることを踏まえて、定期的に指導計画の見直しを行い、その子に合わせた援助ができていないか確認しています。幼児クラスでは、手洗い指導や食育（野菜の栽培やクッキング）を通して、子どもたちが自分で生活習慣を意識できるよう働きかけています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備しています。各クラスには、年齢に応じた玩具、絵本が用意され、子どもの興味関心によって自分で選べるように環境を整えています。天気の良い日は戸外に出かけて十分に遊ぶ時間を設け、子どもが遊びを自ら見つけて遊べるよう心がけています。近隣の公園等へ出かけ、身近な自然と触れ合うことができる機会を設けています。戸外に出かけることによって、地域の人に挨拶をして地域の一員としての気持ちが持てるように配慮し、社会的ルールも自然に身につけています。外部の専門の講師によるアート鑑賞や創作遊びを通して、様々な表現活動が自由に体験できるような場を作っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び、および環境への工夫をしています。食事、遊び、睡眠やおむつ替えなど活動スペースを分けることによって、健康と安全を確保し、子どもが健やかに育つよう援助しています。保育士との愛着関係が持てるよう担当制で保育を行い、子どもの発声や表情に気を配り、丁寧に関わっています。積極的に外気浴を行い、室内ではマットを山に見立てて体を動かしたり、ソフトブロックなどを利用した遊びを通して、発達過程に応じた保育を行っています。離乳食、睡眠、生活の様子などについて、連絡ノートや面談により園と家庭との情報共有を行いながら生活リズムを把握しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どものやりたいという気持ちを尊重し、自我の育ちを受け止めて、出来るだけ気持ちに寄り添うように心がけています。天気の良い日は積極的に公園へ出かけ、木の実やダンゴ虫など身近な自然に触れ、探索活動を十分に行えるよう整備しています。室内では、木製の低い家具に玩具を並べ、子どもが自由に手に取り、主体的に好きな遊びを楽しめるよう工夫しています。1、2歳児は保育士が言葉を補ったり、代弁して援助しながら友だちとの関わりを楽しめるように配慮しています。家庭との連携に関して、2歳児までは毎日連絡ノートで、子どもが出来るようになった嬉しい出来事や気になっていることなどを伝え合い、3歳児以降は、送迎時や電話などでこまめに連携を図っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの発達には、同じ年齢であっても個人差があることを十分理解し、発達に応じた保育計画を基本にしながら保育を提供しています。活動に入れない子どもは無理強いせずに子どもの気持ちを尊重し、自ら参加できるまで見守り、適切に対応しています。化学・技術・工学・芸術・数学の5つの領域を対象とした理数分野に創造性教育を掛け合わせた教育理念であるSTEAMS教育に力を入れています。片栗粉や重曹、色水などを使用した化学反応の体験やSDGsなど、物事を様々な面から捉え、子ども自らが新しい価値を創造する力を身につけることができる保育を行っています。STEAMS教育を取り入れた活動の様子は写真に撮り、保護者に伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園内には、段差のある箇所がありますが、子どもの発達や障害の状態を把握し個別に保育士を配置して支援しています。毎月障害のある子どもの状況に配慮した個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けています。個別指導計画に基づき、子どもの様子に合わせて日々の保育を行い、保育日誌に記録しています。子ども同士の関わりについては、障害の有無に関わらず、お互いに成長できるように配慮しています。基本的に見守り、トラブルになりそうな場合は、保育士が間に入ってわかりやすい言葉で代弁しています。送迎時に保護者と連携を密にすることで、障害のある子どもが保育園で安心して過ごせるよう取り組んでいます。保育所の保護者全体に対して、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組は行っていません。今後の取組に期待します。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 一日の生活を見通して、連続性に配慮しながらも、子どもの主体性を持った内容となるよう配慮しています。年齢に応じたデイリープログラムを作成し、午前中は戸外へ出かけて動的な遊びを取り入れ、午後は静的な遊びを多く取り入れて落ち着いて過ごすことが出来るようにし、子どもが長時間過ごす場として活動と休憩のバランスを考慮しています。昼礼時に子どもの心身の状態を報告し、クラスの担任だけでなく保育士全体で情報共有しています。おやつは、腹持ちの良いおにぎり・パン・コロケを提供し、申し込みがあれば夕食を提供し、在園時間に考慮した保育をしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 5歳児の年間指導計画には「就学に向けて一日の生活の見通しをもち行動できるようにする」と記載しています。小学校での生活が円滑に行われるよう園長が小学校との意見交換会に出席し、昨今の学校事情を把握しています。近隣の保育園や小学生との交流の場を設け、就学を意識した取組をしています。化学・技術・工学・芸術・数学の5つの領域と創造性を対象としたSTEAMS教育によって、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うことや、知る楽しみや好奇心を大切にしたい保育を行っています。保護者が、小学校以降の子どもの生活について気になることについて相談に乗り、必要に応じて小学校に園から連絡して確認しています。5歳児担任は保育所児童保育要録を作成し、園長が確認後、小学校へ送付しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 朝の受入れ時に保護者から子どもの体調や様子に変わりがないかを必ず聞き、視診表に記録しています。その際に、保護者の見えるところで検温チェックを行い、子どもの心身の健康状態の把握に努めています。毎日の昼礼で体調不良やけが、病欠などの報告をし、一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を全保育士に周知・共有しています。保育士は、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を習得しています。午睡時には0歳児は5分おき、1、2歳児は10分おき、3～5歳児は30分ごとに呼吸確認を行っています。保護者に対し、入園のしおりのなかで乳幼児突然死症候群について説明し、あおむけ姿勢での睡眠の徹底と「乳幼児の新しい環境に対する心理的ストレス軽減の協力」をお願いしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年2回、園の嘱託医による内科健診と歯科健診を実施し、結果を健康台帳に記録しています。保護者に対し、健康診断結果票や歯科健診結果票を渡して知らせ、早期治療につながるよう努めています。3～5歳児は尿検査、3歳児は聴力検査も行っていきます。健診結果を職員で共有し、保健年間計画や指導計画等に反映させて、子どもの心身の健康教育につなげていきます。保育士が虫歯や体の話を伝えたり、看護師が歯磨き、虫歯、健康をテーマにした紙芝居や絵本の読み聞かせを行い、子どもが自ら健康について意識できるような取組をしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー対応マニュアルをもとに、アレルギー疾患のある子どもに対して適切な対応を行っています。保護者と栄養士で年2回アレルギー面談を行い、保育所での食生活に配慮しています。アレルギー食は、専用の食器、トレーを使用し、他児と区別がつくようにしています。給食を提供する際には、栄養士と担任保育士が原材料の読み合わせを行い、本人の前に置く時に再度チェックしてから提供しています。新たにアレルギー児が入園する際は、事前に職員全員で対応の研修も行っていきます。アレルギー疾患、慢性疾患等について、全職員が必要な知識・情報を得て、技術を習得し組織的に対応しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画や月間指導計画に食育の項目を設け、子どもたちの発達に応じて食に関心をもち、食事を楽しめるよう取り組んでいます。園でサツマイモやニンジンなどの野菜栽培を行い、育てた野菜を食べるなど食への興味・関心が持てるように食育を位置づけています。地域のピザ専門店の協力を得てのピザ作り体験や、芋ほり体験など、自らが意欲をもって食に関わる体験を積み重ねられるよう工夫しています。子どもが落ち着いて食事をとれる環境の中で、子どもの発達に合わせた食器、スプーン、食事量などを配慮した食事の援助を行っています。喫食状況や子どもたちの人気のメニューなどを献立作成に反映し、食事を楽しむことができるよう工夫しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達状況に合わせ、保護者と相談しながら離乳食などの食事の提供をしています。月1度、給食会議を開き、栄養士とクラス担任が子どもの食べる量や食べやすい調理の仕方について共有しています。職員は子ども一人ひとりの好き嫌いを把握し、苦手な物は「一口食べてみよう」と促し、少しでも食べられたらほめ、達成感を感じながら無理なく食べられるようにしています。地域の食文化に関心を持つことができるよう、愛知の味噌カツや静岡の三島コロッケなど郷土料理を昼食やおやつに取り入れています。栄養士が定期的に巡回し、子どもの食事状況を確認しています。衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理を適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者に保育の様子が伝わるよう、連絡アプリに写真を添付し毎日配信をしています。乳児は連絡ノートに一日の食事、睡眠、排泄、遊びの様子などを毎日細かく記入して伝え、子どもの姿の共有に努めています。外部の講師を招いて五感を育てるアート活動をしています。作品を玄関に掲示し、保育プログラムの意図について保護者の理解を得るよう努めています。毎月園だよりを発行し、園の目標、季節に合わせた保育内容や園の注意事項を知らせ、理解を図っています。家庭の状況、保護者との情報交換の内容は必要に応じて記録し、全保育士が同じ対応ができるようにしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は保護者との日々のコミュニケーションと笑顔で挨拶を大切にし、信頼関係を築くよう取り組んでいます。送迎の対応はできる限りクラス担任が行い、保護者が安心して気軽に話せる環境に努めています。保護者から相談された内容は昼礼で共有し、職員全体で保護者のニーズに応えています。必要に応じて、専門機関の助言を受けられる体制を整えています。個人面談の期間を設けていますが、それ以外の時期でも保護者の希望により面談を実施しています。保護者の様々な思いや悩みを受けとめ、保育士の知識や技術など専門性をもって支援することによって、保護者が安心して子育てができるよう配慮しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>登園時、必ず視診を行い、けがの有無を確認しています。着替えや排泄時にさりげなく全身を確認し、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように努めています。虐待等権利侵害の可能性がある場合と保育士が感じた場合は、速やかに保育所内で情報共有し、対応を協議する体制があります。園長が主体となり、行政や児童相談所と連携を取り、児童虐待の防止に取り組んでいます。保護者に対しては、積極的に挨拶するなど声をかけて予防的に精神面・生活面の援助を行っています。保護者の様子に変化があった場合は職員間で情報共有することにより、組織的な取組を行い、家庭での虐待等権利侵害の予防に努めています。虐待に関する定義、ポイント、保護者への対応を具体的に明示している「虐待対応マニュアル」を整備し、保育士は理解しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員は、クラス内、職員会議で記録や話し合いを通じて、子どもの活動やその結果、子どもの心の育ち、意欲や取り組むプロセスを振り返り、自らの保育実践を自己評価しています。指導計画には毎日、週間、月間、年間（4期）ごとに振り返り、自己評価を記載して次の計画につなげています。保育士は一人ひとり「目標管理シート」に自己目標を作成し、1年間を4期にわけて目標に対しての振り返りを行い、園長と面談を重ねています。面談を通じて、職員が自信を持ち、業務へのモチベーション向上に繋がっています。個人のスキルアップのため、個人別年間研修計画を立て、階層別研修やキャリアアップ研修、法人内の研修を受ける機会があります。</p>	